障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	子ども・子育て支援法第二十条、第二十九条、第四十二条、第四十四条及び附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務

を

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務
子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）	子ども・子育て支援法第二十条、第二十九条、第四十二条、第四十四条及び附則第六条の規定により市町村が処理することとされている事務

に改める改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

（施行前の準備）

2　この告示による改正後の平成二十三年総務省告示第四百八十八号による子ども・子育て支援法第二十条の規定による支給認定の手続、同法第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この項において「情報の提供等」という。）、同法第四十三条の規定による同法第二十九条第一項の確認の手続、同法第五十四条の規定による情報の提供等その他の行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

○法務省告示第四百三十三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年十一月一日から効力を生ずる。

平成二十六年十月十五日

法務大臣　馬場みどり

福島県大沼郡金山町長
北海道上川郡剣淵町長
北海道上川郡下川町長
北海道中川郡音威子府村長

○厚生労働省告示第三百九十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（カリフォルニア州を除く。）」を「アメリカ合衆国（ニュージャージー州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県熊野市育生町大井字畦坪四一四の一、四一六、四一八、四一九、四一九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県熊野市育生町大井字畦坪四一四の一、四一六、四一八、四一九、四一九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町桃崎字坪ノ瀬一二〇一の一、一二〇一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県熊野市育生町大井字奥竈五三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）